

平成 22 年第1回まんのう町議会定例会会議録(第3号)

平成22年3月19日 開 議 午前9時30分

日程第 1	末武議長	おはようございます。ただ今の出席人員は20名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
	久留嶋議会 事務局長	日程にはいるに先立ちまして、議会報告をいたします。 事務局長 久留嶋 一之君 ご報告申し上げます。 町長より地方自治法第149条の規定に基づく議案1件を受理いたしました。 次に、地方自治法第112条及びまんのう町議会会議規則第14条の規定に基づく議員提出議案1件を受理いたしました。 次に、まんのう町会議規則第20条の規定に基づく事件訂正請求書1件を受理いたしました。 次に、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。
	末武議長	報告を終わります。
	三好議会 運営委員長	日程第1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。 議会運営委員長 三好勝利君 議会運営委員会の報告を申し上げます。 3月16日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員の委員5名が出席しまして、慎重に審議しました。その結果をご報告いたします。 それでは、お手元に配布しております議事日程第3号についてご説明を申し上げます。 日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長 日程第2 会議録署名議員の指名 日程第3 発議第1号の訂正許可について 日程第4 付託案件の委員長報告 議会運営委員長

三好議会 運営委員長	日程第 5	付託案件の委員長報告	総務常任委員長
	日程第 6	付託案件の委員長報告	教育民生常任委員長
	日程第 7	付託案件の委員長報告	建設経済常任委員長
	日程第 8	満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告	満濃中学校改築調査特別委員長
	日程第 9	発議第 1 号 まんのう町木造住宅建築奨励条例の制定について（平成 2 1 年 9 月議会提出 平成 2 1 年 1 2 月議会継続案件）	
	日程第 10	発議第 2 号 まんのう町議会基本条例の制定について（平成 2 1 年 9 月議会提出 平成 2 1 年 1 2 月議会継続案件）	
	日程第 11	議案第 2 号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正について	
	日程第 12	議案第 3 号 まんのう町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について	
	日程第 13	議案第 4 号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について	
	日程第 14	議案第 5 号 まんのう町在宅寝たきり老人介護家庭福祉手当支給条例の一部改正について	
	日程第 15	議案第 7 号 まんのう町公営設置浄化槽管理条例の制定について	
	日程第 16	議案第 8 号 まんのう町自家用自動車有償運行事業に関する条例の廃止について	

三好議会 運営委員長	日程第 17 議案第 9 号	まんのう町道路線の認定について
	日程第 18 議案第 10 号	まんのう町道路線の変更について
	日程第 19 議案第 12 号	平成 21 年度まんのう町一般会計補正予算 案 第 5 号
	日程第 20 議案第 13 号	平成 21 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算 案 第 4 号
	日程第 21 議案第 14 号	平成 21 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算 案 第 2 号
	日程第 22 議案第 15 号	平成 21 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算 案 第 1 号
	日程第 23 議案第 16 号	平成 21 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算 案 第 1 号
	日程第 24 議案第 17 号	平成 21 年度まんのう町診療所特別会計補正予算 案 第 1 号
	日程第 25 議案第 18 号	平成 21 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算 案 第 2 号
	日程第 26 議案第 19 号	平成 21 年度まんのう町水道事業会計補正予算 案 第 2 号
	日程第 27 議案第 20 号	平成 22 年度まんのう町一般会計予算 案
	日程第 28 議案第 21 号	平成 22 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算 案
	日程第 29 議案第 22 号	平成 22 年度まんのう町老人保健特別会計予算 案

三好議会 運営委員長	日程第 30 議案第 23 号 平成 22 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算 案	
	日程第 31 議案第 24 号 平成 22 年度まんのう町介護保険特別会計予算 案	
	日程第 32 議案第 25 号 平成 22 年度まんのう町診療所特別会計予算 案	
	日程第 33 議案第 26 号 平成 22 年度まんのう町簡易水道特別会計予算 案	
	日程第 34 議案第 27 号 平成 22 年度まんのう町下水道特別会計予算 案	
	日程第 35 議案第 28 号 平成 22 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算 案	
	日程第 36 議案第 29 号 平成 22 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算 案	
	日程第 37 議案第 30 号 平成 22 年度まんのう町水道事業会計予算 案	
	日程第 38 議案第 31 号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更について	【即決をお願いします】
	日程第 39 発議第 1 号 まんのう町政治倫理条例の制定について	
	日程第 40 発議第 2 号 まんのう町議会委員会条例の一部改正について	【即決をお願いします】
	日程第 41 意見書第 1 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書 案	
	日程第 42 閉会中の継続調査について	

日程第 2	三好議会 運営委員長	以上の日程で意見の一致を見、午前 11 時 20 分、委員会を閉会いたしました。 以上で、議会報告を終わります。 尚、私事ではございますが、委員長として重責を与えていただきながら、十分議会運営について、ただ一部でいろいろありましたが、これも本当に議会の皆様のご理解と執行部のご理解で本当に今日まで来れたことを改めて十分お礼いたします。ありがとうございました。どうぞ、スムーズな審議をお願いいたします。
	末武議長	議会運営委員会の委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において、 14 番 三好 勝利君 15 番 大西 豊君 を指名いたします。
日程第 3		日程第 3 発議第 1 号の訂正許可についての件を議題といたします。 訂正理由の説明を求めます。 まんのう町議会議員 本屋敷 崇君
	本屋敷議員	事件の訂正請求書、3 月 3 日に提出した事件は、次の理由により、別紙のとおり訂正したいので、会議規則第 20 条の規定により請求いたします。件名、発議第 1 号 まんのう町政治倫理条例の制定について。理由、条例本文中において語句の不備がありましたので訂正するものであります。訂正の内容、第 3 条中、責務の発覚を責務の自覚に、第 9 条中第 8 条第 2 項を第 7 条第 2 項に訂正するものであります。2 度にわたる訂正になって申し訳ないところでございますが、よろしくお願い致します。
	末武議長	これをもって、訂正理由の説明を終わります。 お諮り致します。 ただ今議題になっております、発議第 1 号の訂正を許可することにご異議ありませんか。

日程第 4	末武議長	(なし) 意義なしと認めます。 よって、発議第 1 号の訂正は許可することに決定しました。 ここで、暫時休憩を致します。総務常任委員の方は、第 1 委員会室にお集まりいただき、休憩中に総務常任委員会の開催をお願い致します。 休憩 9 時 4 1 分
	三好議会 運営委員長	休憩を戻し、会議を再開致します。 再開 1 0 時 1 0 分 各常任委員長から、会議規則第 7 7 条の規定に基づく付託審査報告書を受理しましたのでご報告します。 日程第 4 付託案件の委員長報告の件を議題と致します。 議会運営委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。 議会運営委員長 三好勝利君 議会運営委員会付託案件の委員長報告を申し上げます。 去る 3 月 1 6 日、午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして、委員 5 名と議長同席し、執行部より町長、副町長、総務課長出席のもと、議会運営委員会を開催致しました。 議題につきましては、発議第 2 号 まんのう町議会基本条例制定について、平成 2 1 年 9 月議会提出、平成 2 1 年 1 2 月議会継続案件の審査であります。今までの委員会審査において、すでに制定されている市町との比較検討を行ってまいりましたが、第 9 条の議会の議決事件については、上位法との関係、また、第 1 2 条にあたる当町で、現在制定されていない政務調査費に関する条例の検討など、細部について十分考えなければならないなど発言があり、発議者より、議会の議決事件について自治法にない部分であえて議決すべきものとして掲げている。また、政務調査費については議員研修費も合わせて考えているとのことでした。委員より住民サイドの線で考えなければならない。また、県下の町で制定されているものは宇多津町だけであり、他市町の状況、問題点について、もう少し検討を要する発言もありました。採決の結果、発議第 2 号、まんのう町議会基本条例の制定について、平成 2 1 年 9 月議会提出、平成 2 1 年 1 2 月議会継続案件の件は賛成少数で否決となりました。 以上、会議規則第 7 7 条の規定のより付託案件の審査報告とさせていただきます。 以上で、委員長報告を終わります。
	末武議長	ただ今の委員長報告に対する質疑にはいります。

	末武議長 藤田議員 末武議長 三好議会 運営委員長 末武議長	質疑はありませんか。 藤田 昌大君 9 番藤田ですが、せっかく私にとってはええ基本条例ができるのかなと期待していたのですが、委員長報告によりますと否決になっておりますので、若干経過を質問しながらですね、いきたいと思います。基本的にですね、議会というのは住民にあらゆる情報を公開するものでありまして、いろんな状況の中でですね、例えば議会報告は議会広報がありませんし、今の状況を見ますと、まだまだ放送も十分なされておられません。そういった中でですね、やはりもっとこの条例に基づいてですね、議員活動を公にするべきでないか。そしてまた、条例に定めてですね、義務付けることが、やはり重要だろうと思ってます。そういった部分でですね、否決するのはどうかなと思いますのと、もうひとつですね、私、前に一般質問でも町長に言いましたけれども、政務調査費の部分であります。政務調査費についてはですね、それぞれの議員がそれぞれの立場でですね、議会のために研修する部分の費用とかですね、そういったものに関するものでありまして、旅費規程とかそういったものとは全然関係のない部分で、あると思うんですね。そういった部分で、どこまで政務調査費に対して議論がなされたか。そしてまた、そういった部分のですね、具体的な部分を検討したのか、ちょっと委員長にお聞きしなければならないなと思っています。ですから、議会のですね、公開の原則に基づく広報の発行の部分と政務調査費に関する部分をですね、若干質問して、委員長に質問したいと思います。以上です。 三好 勝利君 なかなかいい質問でありまして、私もいい質問だなと思っておりますけど、やはりこれにいたっては相当審議しとる、ただ議会運営委員会のただ1時間や2時間で審議したのではなく、その期間中やっぱり継続審議がなっておりますから、ことあるごとにやっぱり地域の有権者、代表者の方、いろんな自治会長とかいろんな方に説明し、また議員各位もやっぱりいろんな休憩時間に話を交えて最終的にこういう結果になったということをご承知願いたい。ただ先ほども言いましたけど、わずかな時間で5分や10分、1時間や2時間で審議してどうこうというのはないのです。やはり我々ここに座れるのは、長年いけるというのは、そういうこと、常にやはり地域に対して貢献して地域をいかに思うかですよ。こんな条例も大事ですよ。それ以上にやっぱり地域をどういう風に発展さすかという、執行部も一緒、さっき言うたでしょ、本当に。我々が本当に未熟な審議に対して迷惑をかけましたけど、それ以上にやはり我々は十分議会運営という大きな責務をいただきながら十分審議しておりますから、そのことを付け加えておきます。ただ単に、簡単に提出者がどうか、誰がどうじゃというのではなく、近隣町の意見も踏まえ、執行部とも十分相談しながらこういう結論に達したということを報告して、以上で終わります。 本屋敷 崇君
--	--	--

本屋敷議員	委員長報告によってですね、第9条の部分、第12条の部分がかかるといのはよく分かったのではございますが、委員長報告の中に他近隣との相違であるとかですね、あと時間がこれはもう少し時間を掛けるべきだというような意見がございましたが、この議案自体が9月に提出されたものであって時間は十分にあったとは思いますが、この審議においてですね、他市町ですね、どのように意見を聞かれ、それですね、今、委員長の方から住民等の意見を聞いたというような意見もありましたが、当初の提出案件の時に提出者からですね、公聴会等も開いていただきたいというような旨があったと思いますが、そういったものは開かれたのかどうかだけお聞き致します。
末武議長 三好議会 運営委員長	三好 勝利君 私のさっきの委員長報告を十分お聞きになってないようで、同じ様な質問を何回もやってもらって私も非常に判断に困る。やっぱり長時間かけてやっぱりやっております。その審議内容をどうこうということは、この場では申し上げることはできません。はっきり言うて。ただ、委員会に付託されてこういう結果が出たんですから、そういう風な条例に基づいてやっとなるわけでございます。これをどういう風にせえというんですか。私の責任では、どうもできません。ただし、さっきもどのような結果かというのは、報告申し上げましたとおり、そのとおりでございます。十分審議して、責任を持って提出しております。以上。 (委員長のとおり。)
末武議長 本屋敷議員	本屋敷 崇君 私が質問したのは、この結果に至るまでの過程でありまして、過程の質問ですので、それを答える義務は無いと言われましたら、議会としてのですね、責務を果たしていないということですので、どのような市町村と比較し、町民に対して公聴会を開かれたのかどうか。それがしていないなら、していないで結構です。その質問にだけには答えていただければありがたいと思うんですが、ありがたいなというか、その質問に答えて頂きたい。以上です。
末武議長 三好議会 運営委員長	三好 勝利君 これも何回も言うても同じような問題で賛否両論になりますけど、例えばそういう意見があるということも踏まえて十分審議した。その審議内容というのは、これは委員会に付託されてますから、誰がどうこう言うたことは言えません。最終的に、もし何だったらこの本会議で採決するようになろうかと思いますが、同じことを何回も何回も繰り返さないように。何回も、何回もこれ、9月も12月も全部言っとなるわけですので、そのへんは十分理解が出来ない方は理解ができないで仕方ないです。私はそれ以上の説明はできません。以上です。
末武議長	これをもって質疑を終了します。

日程第 5	末武議長	(おかしいでしょ。議長、おかしいでしょ。今のは、いかんでしょ。) (質問したことには答えてもらわないかん。) (秘密会ですか、これ。) 秘密会じゃないけど、もうあれだけの、もうこれだけのことをしましたいうことで。 (委員会に付託されとんじゃけん、ええがな。委員長がまとめて報告したんじゃから。) (議長、それはいかんわ。) (議長、執行じゃ。) (はい、行け。) (質問しとんやきん、質問したことに答えないかん。)
	末武議長	答えとるがな。 (議事進行。議事進行、進行。) (議長、それは違うで。違う。それは。) (かまん、かまん。) (具体的に質問しとんやから、答えないかん。)
	末武議長	これをもって質疑を終了いたします。 (それでええ。)
	高木総務 常任委員長	日程第 5 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 総務常任委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。 総務常任委員長 高木 堅君 それでは、ただ今から総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。 3月11日、第1委員会室において、委員6名、建設経済常任委員会 大西委員長、教育民生常任委員会 本屋敷委員、議長も同席し、執行部から、町長、副町長、総務課長、所管担当課長全員の出席のもとで、総務常任委員会を開催いたしましたわけでございます。 また、3月15日、第1委員会室におきまして、委員6名と議長同席し、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管担当課長全員出席のもとで、総務常任委員会を開催いたしました。

高木総務 常任委員長	また、3月19日、第1委員会室におきまして、委員7名と議長同席し、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長全員出席のもとに、総務常任委員会を開催いたしましたわけでございます。 3月定例会本会議におきまして、総務常任委員会に付託されました案件は、議案第2号から議案第4号、議案第8号、議案第12号、議案第20号、発議第1号、意見書第1号の8案件であります。 初めに、議案第12号 平成21年度まんのう町一般会計補正予算案第5号、議案第20号 平成22年度まんのう町一般会計予算案につきまして、建設経済常任委員会の大西委員長、教育民生常任委員会 本屋敷委員より、各委員会での質疑等について報告がありました。その後、付託案件につき、本会議に引き続き、執行部、発議者より詳細説明を受け、各委員より、質疑、意見がありました。 議案第12号 平成21年度まんのう町一般会計補正予算案第5号につきましては、教育民生常任委員会関係部分において、きめ細やかな臨時交付金で予定されている事業については、後年度負担、今後の統廃合を考えれば、今、予算を投入するよりも、町全体的な施設のあり方を考えて予算を投入すべきとの意見について、執行部側より、きめ細やかな臨時交付金で計上しているのは、いずれも重要な施設と思っている。以前の地域活性化経済対策に含まれている部分もあるし、今回のきめ細やかな臨時交付金が交付になる時点で追加した事業、高篠幼稚園の改修、神野消防屯所の建替え等、今後の教育面、防災面で重要な施設であるので、ぜひとも執行したいとの説明がございました。 また、委員より、きめ細やかな臨時交付金の事業費が約2億5千8百万、国からの内示が約1億7千6百万、全国で配分されていないのが約5千億あると。もし内示が少なかった時の優先順位について質疑があり、執行部より、実際は今からの話であるが、基本的に先に地域活性化・経済危機対策臨時交付金で計上した部分を優先的にしたいとの説明でございます。また、委員より、長尾会館改修工事費についての質疑があり、執行部より、工事請負費の増については、国庫補助の対象にならない外構工事、休館中における仮設工事等との説明がありました。 議案第20号 平成22年度まんのう町一般会計予算案につきまして、委員より、公共施設の包括管理について質疑があり、執行部より、包括管理を行うことにより約400万程度の減額が見込めるとの説明でございます。委員より、消防体制について質疑があり、執行部より、南部消防については、火事、救急で重要な組織、非常備の公設の消防については、旧3町のそれぞれの形態が残っているので、災害等については直接的な対応になる。国の方針では、合併したことによって、公設の消防団の組織を弱体化しないようにという指導はある。組織を縮小するというのは難しいが、組織の改編については必要性は残っていると。また、委員より、支所費の予算計上についての質疑があり、執行部より、一番の予算配分が建設課関係であり、全町にまたがっており、計上
-----------------------	--

	高木総務 常任委員長	は一括でしている。必要な予算を分けているのが大きな金額を占めている。これについては、一概にそれぞれの支所に分配するのは検討する必要があるとのこととでございます。また、委員より、財産収入について質疑があり、執行部より、基金等の運用については、一番有利な運用をしているとのこととでございます。委員より、税金の徴収については、去年より債権者管理機構の委託料が増えているので、町として違う方法が考えられないのかという意見がございました。 議案第2号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正については、委員より、改正することにより、どのくらいの金額の差が出るのかと質疑があり、執行部より、該当はそれほどではないとの説明でございます。 議案第3号 まんのう町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正については、委員より、長期契約をすることによるデメリット、メリットの整合性について質疑があり、執行部より、独占という問題もありますが、今回の公募の仕方として、一般公募で1社でも複数社で企業体を作ってもよいということで、4社の応募がありました。その内2社は条件が合わなくて取下げた。今回、お願いする部分については、ほとんどの町内業者の方は入っていないので仕事が減るということはないとの説明でございます。 議案第4号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正については、委員より、税率改正提案時期等についての質疑があり、執行部より、早い時期では決算の見込みが大変出しにくく、また、基金で対応できるかなど検討し、国保運営協議会での協議を経て今回の提案となったとの説明でございます。 議案第8号 まんのう町自家用自動車有償運行事業に関する条例の廃止についてを審査をしました。 発議第1号 まんのう町政治倫理条例の制定について、委員より、基本的にはいいが、内容については少し厳しすぎる気がするし、内容について十分審議が必要であると。対象者については、議員、町長等が入っているが、全国的にみても両方入って制定しているところは少ないと思う。当初は、議員だけでいいのではないかと意見があり、発議者より、全国で制定されている市町では、同等の内容になっているとの説明等がございました。 意見書第1号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書案について審査をいたしました。 以上、付託されました案件につき、建設経済常任委員会、教育民生常任委員会の報告を踏まえまして、慎重に審査して、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。 議案第2号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正について 全会一致で可 議案第3号 まんのう町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について 全会一致で可 議案第4号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について 全会一致で可
--	---------------	--

日程第 6	高木総務 常任委員長	議案第 8 号 まんのう町自家用自動車有償運行事業に関する条例の廃止について 議案第 12 号 平成 21 年度まんのう町一般会計補正予算 案 第 5 号 議案第 20 号 平成 22 年度まんのう町一般会計予算 案 発議第 1 号 まんのう町政治倫理条例の制定について 意見書第 1 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書 案 と、することとなりました。 以上が付託案件審査の報告でございます。 また、閉会中の所管事務調査を申出ることとし、委員会を閉会いたしましたわけでございます。 以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わりたいと思います。	全会一致で可 全会一致で可 全会一致で可 賛成少数で否決 全会一致で可
	末武議長	これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑にはいります。 質疑はありませか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。	
	黒木教育 民生常任 委員長	日程第 6 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 教育民生常任委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。 教育民生常任委員長 黒木 保君 教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。 3 月 5 日、委員 6 名、また 8 日、委員 5 名出席し、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員出席のもと、 第 1 委員会室におきまして、教育民生常任委員会を開催しました。 3 月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第 5 号、議案第 7 号、議案第 13 号から議案第 18 号、 議案第 21 号から議案第 25 号、議案第 29 号の 14 案件であり、本会議に引き続き、執行部より、詳細説明があり慎重に審査を 行いました。	
		議案第 5 号 まんのう町在宅寝たきり老人介護家庭福祉手当支給条例の一部改正については、予算等について質疑があり、執行	

	黒木教育 民生常任 委員長	部より、現在の支給状況は37名で、944万円改正することにより支給予定者は78名となり、支給額は1,140万との説明がありました。 議案第7号 まんのう町公営設置浄化槽管理条例の制定については、今後の維持管理について質疑があり、執行部より、どの時点で払い下げて、維持管理を個人にお願いするかについては、仲南地区の自治会長会等で説明、周知をしながら、規則の中で決めたいとのことでした。 議案第13号 平成21年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第4号については、減額補正について質疑があり、執行部より、75歳以上の国保加入者の方が後期高齢者医療に移行したが、当初予算時点で国保への影響額が不明確であったため、今回減額になったとのことでした。 議案第14号 平成21年度まんのう町老人保健特別会計補正予算案第2号については、執行部より、繰越金と一般会計繰入金の振替をしたとのことでした。 議案第15号 平成21年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第1号については、執行部より、精査による減額との説明がありました。 議案第16号 平成21年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第1号については、介護予防事業費について質疑があり、執行部より、特定健診制度で65歳以上は特定健診、人間ドックを行うが、そこで生活機能評価を実施したが、特定健診制度の状況が不明確であった時点での予算組みであったため、今回減額になったとのことでした。 議案第17号 平成21年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第1号については、基金について質疑があり、執行部より、内科、歯科で積み立て、内科分としては21年度末で、5千万円になるとの説明がありました。 議案第18号 平成21年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案第2号については、執行部より、点検結果により、当初予定した浄化槽の清掃基数が減ったため減額になるとの説明がありました。 議案第21号 平成22年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案については、事業勘定では歳入について質疑があり、執行部より、単年度では1億6千万ほどの赤字見込みであり、基金1億2千9百万のうち5千万円、一般会計繰入金で1億6千6百万円、残りの不足金約4千8百万については、保険税、税率改正でお願いしたい。また、制度がめまぐるしく変わるので、数年先を見通した予算は立てにくいとのことでした。 議案第22号 平成22年度まんのう町老人保健特別会計予算案については、執行部より、事業は終わっており、事後処理との報告でありました。
--	------------------------------	---

	黒木教育 民生常任 委員長	議案第 2 3 号 平成 2 2 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案については、説明を受け、審査を行いました。 議案第 2 4 号 平成 2 2 年度まんのう町介護保険特別会計予算案については、デイサービスについて質疑があり、執行部より、一般会計でしている生きがいのデイサービスと、介護保険の居宅介護通所デイサービスがあり、一般会計の方は 6 5 歳以上で一人世帯対象、介護保険は認定の認知症の方、要介護 1、2 の方もいますし、機能訓練もあるとの説明がありました。 議案第 2 5 号 平成 2 2 年度まんのう町診療所特別会計予算案については、先生の異動について質疑があり、執行部より、今回の先生は三豊総合病院から来られ、2 1 年度より人件費は下がるのでは、との説明がありました。 議案第 2 9 号 平成 2 2 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案については、委託料について質疑があり、執行部より、清掃業務については 2 社、保守点検については香川県の登録業者で、仲南地区については 7 業者であり、そのうち町内業者が 3 社から 4 社である。今後は町内業者への変更を検討していきたいとの説明がありました。 次に、平成 2 1 年度一般会計補正予算案、平成 2 2 年度一般会計予算案の教育民生常任委員会関係部分について、委員会で質疑を行いました。 平成 2 1 年度の一般会計補正予算案については、委員より、きめ細かな臨時交付金で予定されている、かりん温泉の改修、なごみ館、婦人の家の改修の両事業は、後年度負担、今後の施設統合などを考えれば、現在予算を投入するよりも、町全体的な施設のあり方を考えて予算を投入すべきであるとの意見がありました。 平成 2 2 年度一般会計予算案については、委員より、委員会の所管事務調査において、敬老会、敬老祝い金、生きがい対策事業等の予算を 1 本化にし、各老人会に今以上の額を補助すべきでないか。また、各補助金の見直し、文化祭のあり方などの事業の見直しを行うことにおいて、町の規模に対し、増大した施策を削減縮小していかなければ、後年度において最低限の福祉をも維持できなくなる可能性を考えれば、予算について前年並みの予算を計上するのはいかながなものか、との意見がありました。その他についても、質疑があり、執行部の答弁があり教育民生常任委員会関係部分について、おおむね委員も理解し了承したものと思います。 付託されました案件について、慎重に審査を行い、次とおり決定しましたので、会議規則第 7 7 条の規定により、その結果を報告いたします。 議案第 5 号 まんのう町在宅寝たきり老人介護家庭福祉手当支給条例の一部改正について 賛成多数で可 議案第 7 号 まんのう町公営設置浄化槽管理条例の制定について 全会一致で可 議案第 13 号 平成 2 1 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 4 号 全会一致で可 議案第 14 号 平成 2 1 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算（案）第 2 号 全会一致で可
--	---------------------	---

黒木教育 民生常任 委員長	議案第 15 号	平成 2 1 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 1 号	全会一致で可
	議案第 16 号	平成 2 1 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号	全会一致で可
	議案第 17 号	平成 2 1 年度まんのう町診療所特別会計補正予算（案）第 1 号	全会一致で可
	議案第 18 号	平成 2 1 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第 2 号	全会一致で可
	議案第 21 号	平成 2 2 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）	賛成多数で可
	議案第 22 号	平成 2 2 年度まんのう町老人保健特別会計予算（案）	全会一致で可
	議案第 23 号	平成 2 2 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）	全会一致で可
	議案第 24 号	平成 2 2 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）	全会一致で可
	議案第 25 号	平成 2 2 年度まんのう町診療所特別会計予算（案）	全会一致で可
	議案第 29 号	平成 2 2 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）	全会一致で可
末武議長	と、することとなりました。		
	以上、付託案件審査の報告です。		
	また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。		
	以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。		
谷森議員	これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。		
	ただ今の委員長報告に対する質疑にはいります。		
	質疑はありませんか。		
	谷森 哲雄君		
末武議長	議案第 5 号の在宅寝たきりの条例の一部改正ですが、第 3 条で、いわゆる改正前は月額 2 万円が改定後は介護保険のサービスを利用していないものと、それから介護保険を利用しているものというのを 2 つに分けたと、そういうことによって該当者が 3 7 名から 7 8 名になったと、そういうことで 1, 1 4 0 万いうんですか、まあ 1 千万ちょっとに支給額が増額になったということ。それで、その前段の第 2 条のところに改正前は在宅にて 6 ヶ月以上臥床しと、このくだりがあるんですが、改定後はこの 6 ヶ月以上臥床しということが無くなるとるから、例えば 1 ヶ月以上寝たきりの場合というような判断で、対象者が 7 8 名に増えたと、こういうことでしょうか。		
	黒木 保君		

日程第 7	黒木教民常 任委員長 末武議長 大西豊建設 経済常任 委員長	寝たきりの、この議案 5 号につきまして、いろいろ認定基準等についてもいろいろございまして、こういう形で人数等が増えて予算的に増えたということと私は解釈しております。 他に質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第 7 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 建設経済常任委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。 建設経済常任委員長 大西 豊君 建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。 3 月 9 日、第 1 委員会室におきまして、委員 7 名と議長同席、執行部より町長、副町長、総務課長、所管課長全員出席のもと、建設経済常任委員会を開催いたしました。 3 月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第 9 号、議案第 10 号、議案第 19 号、議案第 26 号から議案第 28 号、議案第 30 号の 7 案件であり、本会議に引き続き、執行部より詳細説明がありました。 また、平成 21 年 9 月議会提出、12 月議会継続案件の発議第 1 号について審査しました。 議案第 9 号 まんのう町道路線の認定、議案第 10 号 まんのう町道路線の変更については詳細な現地の調査を行い、議案第 9 号 まんのう町道路線の認定については、公文境線の舗装の件など質疑があり、執行部より、工事車両通行の関係で宅地造成完了の後、施行者より舗装をすることとなっている。また、提案されている 2 路線ともに、町への所有権移転登記は完了しているとのことでした。 議案第 10 号 まんのう町道路線の変更については、廃止となる区間について問題はないかとの質疑があり、執行部より、廃止となる区間の所有者に説明をし、了解を得ているとのことでした。 議案第 19 号 平成 21 年度まんのう町水道事業会計補正予算案第 2 号については、補助金の減額について質疑があり、執行部より、公共投資臨時交付金をいただけることになっていたが、最終的に緊急経済対策交付金に変わったために減額になっているとのことでした。 議案第 26 号 平成 22 年度まんのう町簡易水道特別会計予算案については、執行部より、琴南炭所簡水、仲南簡水、塩入簡水
--------------	--	---

	大西豊建設 経済常任 委員長	の3つの簡水を合わせているとの説明がありました。 議案第27号 平成22年度まんのう町下水道特別会計予算案については、公有財産購入費について質疑があり、執行部より、高低差の関係で、汲み上げポンプを設置するための土地購入費であるとのことでした。 議案第28号 平成22年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案については、執行部より、従来どおり、維持管理費のみを計上しているとの説明がありました。 議案第30号 平成22年度まんのう町水道事業会計予算案については、貸借対照表、建設仮勘定について質疑があり、執行部より、建設仮勘定については、資本的支出の建設改良費、平成20年度から平成22年度まで計上しているとのことでした。また、満濃池の水質浄化について、満濃池土地改良区と根本的に話し合いをして欲しいとの意見がありました。平成21年9月議会提出、平成21年12月議会継続案件の発議第1号 まんのう町木造住宅建築奨励条例の制定については、委員より、社会の状況も変化しており、エコ関連、太陽光発電システム補助金なども合わせ考えるべきではないかとの発言がありました。また、昔の古い住宅でなく、若い人が要求するようなハウスメーカーが建てるような近代的な家を建てる。また、エコ住宅、太陽光発電等の導入についても問題はないとの発言もありました。 次に、平成21年度一般会計補正予算案、平成22年度一般会計予算案の建設経済常任委員会関係部分について、質疑を行いました。平成21年度一般会計補正予算案については、委員より、中山間直接支払制度、地籍調査費などについて質疑があり、執行部より、中山間直接支払制度については5ヵ年事業であるが、一部の地域で条件がクリアできなかったために、平成21年度のみが補助対象となった。また、地籍調査費の委託料の減額は、税務課の固定資産税の課税システムとの連動をさせるために減額。報償費の減額は、調査地区の面積は変更なく、協力委員さんの協力により調査日の日数が短縮できたことによる。 平成22年度一般会計予算案については、地籍調査費、林道開設事業、都市計画などについて質疑があり、地籍調査費の賃金については、山間部の境界の伐開ができない場合の賃金である。林道開設事業の林道笠形線については、平成25年頃を目途に、補助金返還を伴わない延長まで施工している。都市計画については、満濃池周辺整備計画に基づき、前期5年、後期5年に分けて実施。前期5年については、平成19年度より事業実施、町道五毛線の未開通部分、かりん会館の駐車場の舗装、かりん広場等の工事が予定されているとの答弁がありました。また、ほ場整備の推進等について意見があり、その他についても、質疑、意見がありましたが、執行部の答弁があり、建設経済常任委員会関係部分については、委員も理解し了承したものと思います。 付託されました案件について、慎重審議を行い、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。
--	-------------------------------	---

日程第 8	大西豊建設 経済常任 委員長	議案第 9 号 まんのう町道路線の認定について 全会一致で可 議案第 10 号 まんのう町道路線の変更について 全会一致で可 議案第 19 号 平成 2 1 年度まんのう町水道事業会計補正予算 案 第 2 号 全会一致で可 議案第 26 号 平成 2 2 年度まんのう町簡易水道特別会計予算 案 全会一致で可 議案第 27 号 平成 2 2 年度まんのう町下水道特別会計予算 案 全会一致で可 議案第 28 号 平成 2 2 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算 案 全会一致で可 議案第 30 号 平成 2 2 年度まんのう町水道事業会計予算 案 全会一致で可 発議第 1 号 まんのう町木造住宅建築奨励条例の制定について（平成 2 1 年 9 月議会提出、平成 2 1 年 1 2 月議会継続案件） 賛成少数で否決	
		と、することとなりました。	
		また、町道路線の認定、変更案件の現地調査と合わせ、高屋原浄水場の高度浄水処理施設の状況等についても現地調査を行い、以上、付託案件の審査の報告です。	
		また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。	
	末武議長	以上、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。	
		これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。	
		ただ今の委員長報告に対する質疑にはいります。	
		質疑はありませんか。	
		（なし）	
		質疑なしと認めます。	
		これをもって、質疑を終了いたします。	
		日程第 8 満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。	
		満濃中学校改築調査特別委員会の委員長の報告を求めます。	
	橋田満中 特別委員長	満濃中学校改築調査特別委員会 委員長 橋田 忍君	
		満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を行います。	
		去る 3 月 1 7 日、午後 1 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして、委員 6 名、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、	

	橋田満濃 中学校改築 調査特別 委員長	教育長、総務課長、行革担当職員、建設課長、学校教育課長、満濃中学校改築対策室職員の出席により、満濃中学校改築調査特別委員会を開催いたしました。 栗田町長あいさつのあと、議題にはいり、満濃中学校改築対策室より満濃中学校改築P F I 事業について説明があり、まず、事業費としては、昨年12月4日に報告会で説明したように、建築費として、校舎、体育館、図書館及びグラウンド等の整備並びに校舎、体育館、プール、武道館の解体工事に必要な事業費として47億5千7百万ほどの試算がありました。 一方、維持管理費の試算として、事業期間15年間として設定すると19億4千万程度、単年度に換算すると1億2千9百万程度となります。15年を事業期間とした場合の総事業費は約67億円の試算ですが、これは各整備施設の内容を、今回最大限で試算したもので、今後、検討委員会での規模を含めた整備内容の検討と財政部局との調整協議の中で、事業費は抑えていかなければならないと考えております。 次に、満中改築P F I アドバイザリー業務については、1月12日に告示をして受託事業者を募集したところ、6業者から応募があり、2月末に各社の審査を行った結果、導入可能性調査をしていただいた株式会社 日本経済研究所が最高得点であり、3月1日に契約しました。契約金額は総額2千299万5千円で、これが21年度から23年度までの3年間の年度ごとの契約となります。業務内容につきましては、平成25年4月の開校を目標としたP F I 法に基づく業務内容のうち、業者との契約締結までの作業に対する支援です。P F I 法に基づいた実施方針の策定及び公表、要求水準書の公表並びに特定事業の選定、P F I 法第7条の規定に従い11月頃を目途に入札公告等を行い、来年5月頃には業者の選定を行い、7月頃に契約締結を行いたい。この契約までの作業について支援を行ってもらうということ。 次に、満中改築・町立図書館整備検討委員会については、委員数は25名であり、第1回検討委員会を去る2月22日に開催して、委員長として香川大学教育学部 山神眞一教授、副委員長として図書館の専門家である四国学院大学総合教育研究センターの田中紘一教授を選出しました。 今後については、平成25年4月開校のスケジュールにあわせて、事務局によるP F I 法に基づく作業と、検討委員会で6月頃までにまとめた満濃中学校のあり方、それと図書館のあり方を要求水準書及び要求水準設計書に反映させて、事業者の募集に望みたいとの説明がありました。委員より、今後、満中改築・町立図書館整備検討委員会に提示していくのに、この施設をどうしていくかという位置付け、また、町内公共施設の統廃合の方針などについて質疑があり、執行部より、図書館については今まではなかったもので、各公民館に図書室的なもの、図書コーナーがあるのでこれをどうするかという問題があり、また、体育館については、元の小学校に体育館があるが、地震等の緊急避難場所になっているし、耐震改修もしているので、これを廃止するのは難しいとの
--	------------------------------	---

橋田満濃 中学校改築 調査特別 委員長		ことでした。 また、委員より、満中改築・町立図書館整備検討委員会のスケジュールについて質疑があり、執行部より、P F I の事業にあわせて6月末に要求水準書案を出すので、その中に、校舎、図書館、体育館部分をこういったものにするのかを書き込むことになる。これはあくまでも案であり、最終的には11月を目標に入札、事業者の募集をする。その時点で、要求水準書、要求水準設計ができ上がってないといけない。このスケジュールでいくと9回ぐらいの開催になる。また、要求水準書案に反映させるために、5月末までに骨子をまとめる予定。図書館部分については、こういったものを作るかわからない状態なので、コンサルにこういった検討をしたらいいか、課題をもらっている。図書館は社会教育施設として位置付けているので、体育館はそれに付随し、地域に開放する部分になるので、同じ考え方をすればいいかと思っていますとのことでした。また、委員より、財政面について質疑があり、執行部より、満中の改築については今の社会状態であれば可能であるが、今後の情勢によっては、変わることもあるとのことでした。また、委員より、公共施設等の統廃合について質疑があり、執行部より、公共施設、教育施設の統廃合については、今後、審議会等により検討していきたいとのことでした。委員会としては、満濃中学校の改築に伴う体育館、図書館については建築することで、執行部提案の方向で、意見の一致を見、午後3時10分委員会を閉会しました。
末武議長		以上で、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。
藤田議員		藤田 昌大君 9番、藤田ですが、大変丁寧な報告をいただきましたんで、だいたい分かったんでありますが、ちょっと気になることがありましたんで、老婆心ながらちょっと質疑をしたいと思います。実は、22年2月にまんのう町教育振興基本計画が出ているんですね。この中のページの中にですね、2ページの第1章の1項に0歳児から15歳までの一貫した教育の実践という項目があるんですね。これただ、ストレートにしたら、その中学校の中にこういった施設ができるんかいと、いう感じがするんですね。ストレートに言われたら。一貫教育という言葉の中で。ただ、それも多分無いと思うんですけど、そういった議論がなされたか、なされなかただけちょっと。例えば具体的に、するんやったらするんで、多分無いと思いますけれども、これが出てますからね。それでちょっと老婆心ながら質問しますので、委員長、お願いします。
末武議長 橋田委員長		橋田 忍君 その点では、我々、審議しておりませんですけども、今後については、何と言いますか、今後の会において審議されるもんじ

橋田委員長 末武議長 大岡議員	やなかろうかと思っております。 大岡 克三君 委員長報告がありましたけども、これにつきましては、本定例会が終了した後に、全員協議会で審議をするということを受け賜っておりますけども、1、2点だけ、委員長に質問させていただきます。体育館についてでございますけども、バレーコートが4面とサブコートで柔道、剣道場各1面ということのようであります。これは、3月8日の私が所属しております教育民生常任委員会で資料をいただいたところであります。本当に壮大な事業で感銘をしておるところで、特別委員会の委員の方に敬意を表するところでもあります。その中で近隣に大きな体育館があるんですけども、その近隣の体育館の現況報告はあったものかどうか1点と、委員長報告の中で現武道館は解体するというようなことがございますけれども、武道館は本来ならば、ああいった建屋するのが理想的でないかなと、このように個人的には考えるんですけども、委員会の中で解体をするという点での議論があったのかどうか、その2点について質問をさせていただきます。
末武議長 橋田満中 改築調査 特別委員長 末武議長 大岡議員	橋田 忍君 体育館の近隣の状況ですが、説明の過程でいろいろありました。この体育館自体の、その面積って言いますか、それについてでも、やはり何面とるかについてでも、やはり余裕のある形の中からでないといけないかという形の中で返事がありました。 それと、武道館の解体については、現在まだその、あれ、しておりません。以上です。 大岡 克三君 ちょっと委員長の答弁で、解体をするという先ほどの委員長報告であったので、解体の方向で委員会で決まっておるのかなと、私そういう判断をしたのでちょっとお聞きを。そういう議論がなされたのかどうかということで質問させていただいたのですけども、明確な答弁ではなかったように思うんで、その武道館を撤去するというような議論があったのかどうか1点と、全員協議会でも、私、質問しようとは思っておったんですけども、体育館、子ども達の部活で使うので結構な面積で私も賛同しておるところでありますけども、教民の委員会でも少し話が出たんですけども、観覧席というのは、そういった部分について議論があったのかどうか、その2点再度質問させていただきます、以上です。
末武議長 橋田議員	橋田 忍君 暫時休憩お願いします。 (ええやん。行け。) (議論があったか、ないかだけやきん。あった言うとなったら、ええやん。)

日程第 9	末武議長 橋田委員長 末武議長	この問題は、また全協でやるんで簡単に、ここで止めておいていただきたらと思います。 暫時休憩取り消します。ありました。 他にございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 議場の時計で 30 分まで休憩といたします。11 時 30 分まで。	休憩 11 時 20 分
		休憩を戻して会議を再開いたします。	再開 11 時 30 分
		日程第 9 発議第 1 号 まんのう町木造住宅建築奨励条例の制定について、平成 21 年 9 月議会提出、平成 21 年 12 月議会継続案件を議題といたします。	
		これより討論にはいります。	
		委員長報告が否決でありますので、原案に賛成者の賛成討論から行います。	
		賛成討論はありませんか。	
		(なし)	
		(否決した分が討論。今議長の話。)	
		(否決に反対の討論。否決に賛成の討論。)	
	末武議長	違うぞ。原案に賛成ぜ。ほいだきん、これでいたら原案もすつと通る。	
		(なし言いよんじゃけん、ええやない。なしやけん、通つとる。)	
	末武議長	いや、原案に賛成の人の討論。	
		(否決しとるやない。否決した分に賛成やろ。)	
		(議長、原案賛成討論でしょ。)	
		本屋敷 崇君	
	本屋敷議員	当条例ですが、今後の町の姿勢として必要不可欠である第 1 次産業への支援、生産人口への支援という両面において合致するものであり、何ら反対するものでないと考えますので、賛成討論とさせていただきます。以上です。	

日程第 10	末武議長 三好議員	反対討論。 三好 勝利君 非常に我々議運の立場もあるし、建経の立場で申し上げにくいんですけど、時代は刻々、世の中は変わっております。あれを出された時から数ヶ月が経ち、明日がどうなるかというような条例がころころころころ、今、中央政府でも、ああいうような中央政府がおりますけど、ころころころころ変わって仕方ありません。我々としては、やっぱりあの条例は、素晴らしい条例は分かるんですけど、はやあれから住宅関連の条例がエコ関連とか、車でもご承知のとおりエコ関連が主力となっていておるわけです。若い世代を惹きつけるのには、新しい新興住宅、そういうのでやらなければ、ただ木造だけが全てというのではなくして、私のこの町では相当な材料がありますけど、まだまだ調べてみますと、十分供給できない、かといって本町で作って他県、他町からとって、それを云々で助成してやっていくのはいかなものかということで、相当これもさっきの問題と一緒に論議はしました。十分、論議をした結果、こういう結果でございますので、あとは採決です。皆さんの常識の判断に任せます。以上。
	末武議長	これをもって、討論を終了いたします。 これより発議第 1 号 まんのう町木造住宅建築条例の制定について、平成 2 1 年 9 月議会提出、平成 2 1 年 1 2 月議会継続案件を起立により採決致します。 本案に対する委員長の報告は、否決であります。 したがって、原案について採決します。 発議第 1 号 まんのう町木造住宅建築奨励条例の制定について、平成 2 1 年 9 月議会提出、平成 2 1 年 1 2 月議会継続案件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立少数であります。 よって、本案は否決されました。 日程第 1 0 発議第 2 号 まんのう町議会基本条例の制定について、平成 2 1 年 9 月議会提出、平成 2 1 年 1 2 月議会継続案件を議題といたします。 これより討論にはいります。 委員長報告が否決でありますので、原案に賛成者の賛成討論から行います。 賛成討論はありませんか。 本屋敷 崇君

	本屋敷議員	賛成の立場より討論させていただきます。まず最初に、何よりも今の議会は改革が必要であるということです。平成12年4月1日に地方分権一括法が施行されたことにより、自治体はもとより、それに伴い地方議会の役割は昔に比べはるかに大きくなっています。なぜかといえば、地方分権一括法の施行に伴い、行政事務の40%以上を占める機関委任事務制度が廃止されたことによって、各自治体の裁量権が増え、各自治体での特色が求められるようになりました。ということは、各自治体の力量によって、自治体の未来が大きく左右されるということです。それだけに、住民の代表であり会社で例えるならば、株主の代表ともいべき存在である議会は、町の発展において重要な責務を担っていると言えるということです。自治体が変わるということは、議会もそれに伴い変わらなければいけないということです。議会基本条例の生みの親である北海道栗山町は、そのことをいち早く危惧し、平成13年より多くの議会改革に取り組んできています。その集大成が議会基本条例といえます。こういった先進地での取り組みを元に、遅ればせながら当町においても、住民が参画できる開かれた議会づくりは何より必要であろうと考えます。その必要性は、昨今の地方自治法の議会に関する部分の修正を見ればわかっているものと思います。全国で、議会なんているのか、報酬が高すぎるのとか、人数が多すぎるのではないかと、等々の議会に対する住民の意見が噴出している状況を見れば、議会改革は一刻を争うものになってきています。住民に信頼される合議制の代表機関を目指すのであれば、今回提出された議会基本条例を議会として賛成することは自然の流れであろうと考えます。住民の代表たる議員諸兄においては、当議案の重要性を十分に理解していただけるものと信じております。以上です。
	末武議長	反対討論。
	三好 勝利君	
	三好議員	議運の立場といたしまして、その委員長の報告にありましたように、この案件が別に悪いとは申ししておりません。勘違いしないように。十分、我々はそのぐらいの能力があるものでないと議員は務まりません。ただ、それが実行できるかどうかというので、また、この4年に1回の選挙があり、今回もまた多数の方が、このまんのう町をなんとかしてやるという熱意に燃えた方が、やっております。どういう方が残るかわかりませんが、そういう方で次のステップをやりたい。我々が次にどうか分かんのを、今の議会で決めるのも必要だと思いますけど、次に出てこられる方は、それはわし等にまかしてくれと、わし等でやるという意見を聴いております。だから4月、審判を仰いで、その後でやれば私はいいいと思います。内容が悪いとは言っておりません。ただ、微に入り細に入り読んでみますと、やはり少し過度すぎるんじゃないかと。どこやらオンブズマンがこしらえたようなものを、まんのう町に持ってきても、まんのう町はまんのう町なりの風光明媚な町をつくるために、議会はみんな一生懸命やっとなです。皆そうやと思うんです。だから、採決をとってください。私はその信念に燃えて、ここで座っとな。次は座れるかどうかいうんは分か

日程第 12	末武議長	これより議案第 2 号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正についての件を採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 2 議案第 3 号 まんのう町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより議案第 3 号 まんのう町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正についての件を採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 13	白川美議員	日程第 1 3 議案第 4 号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についての件を議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 白川 美智子君 質疑はないんですか。

日程第 14	末武議長 白川美智子 議員	ないです。 国保料の値上げは滞納世帯を増やすのではないかと思います、そういう立場で反対討論を致します。医療費の増加は、やはり高齢化によるものであると思います。それなら国庫負担を国に要望することであって、84年には約50%国が負担していたのですが、今現在は25パーセントまで下がっております。それが原因だと思います。そして国保の加入者は自営業、そして農業といった低所得の人がほとんどである国保会計であります。それを条例によって引上げますと、今428世帯が滞納になっております。そうすると、国保保険証を取り上げられて、医者に行けない方が増えるのではないのでしょうか。そして、高額所得者、今、限度額が47万円になっておりますが、やはり高額の人をもっと増やしたらいいのではないかと思います、反対討論と致します。
	末武議長 小亀議員	小亀 重喜君 原案に賛成の立場で討論させていただきたいと思います。今、白川議員さんが言われました低所得者に対する配慮等々は、十分共感に値するものだと思います。ただ、片一方で会計そのものが非常にショートしている、金額が足りないという実情があります。それとまた、その保険制度そのものが、ひとつの町でどうこうできるという部分がやはり少ない、システムで動いているところがございます。それで状況を勘案して、今回の条例の改正並びに保険料率の方の値上げというのは妥当な線に落着いているのではないかと、そういう判断において賛成討論の根拠とさせていただきたいと思います。以上です。
	末武議長	これをもって、討論を終了いたします。 これより議案第4号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についての件を起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第14 議案第5号 まんのう町在宅寝たきり老人介護家庭福祉手当支給条例の一部改正についての件を議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。
	白川美議員	白川 美智子君 議案5号は在宅介護を奨励する意味で反対討論を致します。今、寝たきり介護をされている方が37名ありますが、条例改正に

日程第 15	白川美智子 議員	よって 78 名になるようですが、予算はだいたい少し増える程度であります、いわばこれは、結局薄く広い人に手当をする意味でよいだろうとは思いますが、しかし、手当を引き下げるとは介護者を励ます意味では納得できません。私も寝たきりの舅を 7 年間、そして痴呆の姑を 5、6 年間介護の経験があります。育児は、年々子どもは成長し、先が明るいわけなんですが、介護は先が見えないつらいものです。介護保険を利用する人は 1 万円に引き下げると言うが、介護度の高い人は利用料も高く払っているわけです。まんのう町は県下一介護保険料が高い、しかし、この介護手当は県下一最も優れている制度です。ぜひこの制度を残していただきたいと思います。
	末武議長 本屋敷議員	本屋敷 崇君 賛成の立場で討論させていただきます。おっしゃるように、37 名の時に 944 万円だったものが、78 名になり 1,140 万円になるということで、薄く広くという捉え方もございましょうが、全てのものに一定の額を与えていくということは難しい。当然ですね、在宅介護であろうと施設介護であろうと、それに伴う介護料金というものは当然かかってきておるわけですから、その中で見て、当町における手当の額というのは、近隣からみても手厚いものとなっております。そんなことを勘案してですね、この条例においては賛成さしていただきたいなと思います。
	末武議長	これをもって、討論を終了いたします。 これより議案第 5 号 まんのう町在宅寝たきり老人介護家庭福祉手当支給条例の一部改正についての件を起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君起立を求めます。 起立多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第 15 議案第 7 号 まんのう町公営設置浄化槽管理条例の制定についての件を議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。

日程第 16	末武議長	これより、議案第 7 号 まんのう町公営設置浄化槽管理条例の制定についての件を採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 6 議案第 8 号 まんのう町家用自動車有償運行事業に関する条例の廃止についての件を議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 8 号 まんのう町家用自動車有償運行事業に関する条例の廃止についての件を採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 17		日程第 1 7 議案第 9 号 まんのう町道路線の認定についての件を議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 9 号 まんのう町道路線の認定についての件を採決致します。

日程第 18	末武議長	本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 18 議案第 10 号 まんのう町道路線の変更についての件を議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 10 号 まんのう町道路線の変更についての件を採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 19	本屋敷議員	日程第 19 議案第 12 号 平成 21 年度まんのう町一般会計補正予算案第 5 号を議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 本屋敷 崇君 反対の立場として討論させていただきます。本会議初日の議案上程において質疑もしましたが、当補正予算において、きめ細やかな臨時交付金につきまして、各インフラ整備、箱物整備が予定されておりますが、今後のまんのう町の状況、財政負担を考えれば、この整備を行うことは後年度に大きな重荷を課すものであらうと考えます。私としては、当交付金の使い道は将来の財政確保のためにも、生産人口増への施策、もしくは現在整備されているインフラ、箱物整備の優先度の高いものの補修に使用すべきであ

日程第 20	本屋敷議員	ろうと考えます。新しい社会教育の中心として、満濃中学校周辺整備を行うのに、旧かりん温泉を飛地で保険センターに 7 千万円も入れる必要があるのでしょうか。現時点で問題のない火葬場に至る道を 6 千万円も導入して二車線にする必要性があるのでしょうか。これらの施策を行って生産人口が増えるのでしょうか。税収増が望めるのでしょうか。残るのは計画性のない施設であり、後年度にマイナス要因の多い施設であると考えただけに、当補正予算に反対とさせていただきます。以上です。
	末武議長 小亀議員	小亀 重喜君 原案に賛成の立場で討論させていただきます。本屋敷議員さんの、それこそ言わんとしているところ、総論的に賛成、各論的に反対ということになるかと思うんですが、今言われました後年度負担のお話になるかとは思いますが。これも審議の時に出てきたのですが、おっしゃるとおり、今そのハードものにお金を掛けるということは、ゆくゆくは維持管理費ということでのつてくると、十分に分かるんです。でも、今現在予算として計上されていますのは、今現在、直すべきではないかなというハードの一種、その修理、補修にかかるところのものが多いかと思うんです。ですから、言ってみれば、今現在それを手を入れないことが、ゆくゆくは後年度に負担を、それこそ残してしまうのではないかというふうに思います。ですから今、今回の予算の方を使うことによって、まずそこに手を打っておいて、今、本屋敷さんの言われたように、将来においてしなければならないことをじっくりと腰を据えてやる。そのために、今この予算を使って、今必要なところを直しておかなければならないと、そういう意味合いの予算だと思います。そういう意味で原案に賛成の討論とさせていただきます。以上です。
	末武議長	これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 12 号 平成 21 年度まんのう町一般会計補正予算案第 5 号を起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 議場の時計で 1 時まで休憩と致します。 休憩 12 時 00 分
		休憩を戻して会議を再開致します。 再開 13 時 00 分 日程第 20 議案第 13 号 平成 21 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第 4 号を議題と致します。 これより討論にはいります。

日程第 21	末武議長	討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 13 号 平成 21 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第 4 号を採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程 21 議案第 14 号 平成 21 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算案第 2 号を議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 14 号 平成 21 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算案第 2 号を採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 22 議案第 15 号 平成 21 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第 1 号を議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。
日程第 22		

日程第 23	末武議長	(なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 15 号 平成 21 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第 1 号を採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 23 議案第 16 号 平成 21 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第 1 号を議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 16 号 平成 21 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第 1 号を採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 24 議案第 17 号 平成 21 年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第 1 号を議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし)
日程第 24		

日程第 27	末武議長	これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 19 号 平成 21 年度まんのう町水道事業会計補正予算案第 2 号を採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 27 議案第 20 号 平成 22 年度まんのう町一般会計予算案を議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 本屋敷 崇君 先ほどの補正予算の反対討論と似た観点にはなりますが、反対討論をさせていただきます。議案の上程及び一般質問においてもお話をさせていただきましたが、この当初予算はまんのう町の財政規模では大きすぎると考えます。当然、今後において成長及び財政増が期待されるものであれば、起債しても事業を行うことは必要ですが、当初予算においては、高度成長期を通して増大した住民サービスを維持しようとするものにしかみられません。三町が合併した背景には、旧町体制ではこの増大した住民サービスに耐えられなくなったのが一番の要因であり、合併後 10 年間財政優遇措置があるのは、新しい自治体として生まれ変わるためのものであると、私は考えます。今、自治体に求められているものは、後年度負担を減らすための撤退の計画及び生産人口、財政増の計画です。今、求められているのは、いかに旧態依然とした自治体から脱却するかであり、予算とはその姿勢を示すものであると考えます。以上のような観点から、当 22 年度予算は新しい自治体への姿勢が読み取れるものではないと考えますので、反対とさせていただきます。以上です。 小亀 重喜君 原案に賛成の立場で討論させていただきます。ただ今の本屋敷議員さんの方の発言、その趣旨につきましては共感するところもごございます。ただ、今、将来に向けて今の継続した状態のサービスではなくて、選択と集中という思想に基づいて、きちんと明確に分けていくべきであろうということだと思います。ただ、合併というこの出来事そのものが、いわゆる大きな行政改革だと思います。それによって、今ドラスティックに行政サービスというものが変わってきているのだと思います。今、本屋敷さんがおつ
	本屋敷議員	
	末武議長 小亀議員	

	小亀議員	しゃるのは分かるのですが、片一方で、例えば旧町のそれぞれの住民の方が、合併しても何もいいことが無かったと。これだけ言うてみれば、行政サービス維持しているのにもかかわらず、そういった言葉が出てくる実情があるんです。要は、行政というのは、継続性の上に成り立っていかねばならないので、もちろん今おっしゃるような、どんどん絞っていった身軽に効率化を図るということは大事なんですが、その一方で、住民が今期待しているサービスに、ある程度応えていかねばならないということも、共存していくべきだと思うんです。それらを踏まえた上で、今年度の予算、そして施政がだされているものだと思いますので、そういう趣旨をもって賛成討論とさせていただきます。以上です。
	末武議長	藤田 昌大君
	藤田議員	9 番藤田ですが、反対の立場で討論に参加していきたいと思います。合併以降ですね、4 年間経ちまして、今まで合併の積み残しの予算をどうしていくかという部分が、大きな部分だろうと思いますけれども、予算全般を見て、見渡してみますと、整理せないかんものがあつたはずにも関わらず、ずっと継続されている部分があります。それともう一つは、提案の時に、ちょっと聞きましたけれども、まだまだ裏付けされていないですね、住民の議論が十分されていないにもかかわらず、上程されている予算があるだろうと思います。それらについてですね、委員長報告の中で報告がありませんでしたので、十分審議されているかなという時にですね、不十分だろうと思ひまして、こんだけの 8 8 億やったですかね、それが多分最終的にはですね、また補正をかけてですね、1 0 0 億近い予算になる可能性があるんですよ。去年が 8 7 億から最終 9 9 億になっていますよね。そういったことを考えてみますと、やはりもっともっと減額していかなければならないですし、4 年間でできなかったもんができるとは到底思えませんので、やはりこういった予算の出し方についてですね、整理、統合する姿勢が全然みられません。そういった中で、私も従来から主張してますけれども、住民の対話や、そういった中から裏付けされた予算であればですね、当然執行するべきでありますけど、何か思いつきのことが多々見られますので、予算にあつたてはですね、政策の裏付けをして、これが執行できるという部分のですね、予算提案にさせていただきたいと思います。 もう 1 つは、執行の仕方もですね、政権が変わりましたので、使いきり予算ではないだろうということは重々承知していますけれども、執行にあたってですね、まだまだ改善が見られない状況を見た場合にですね、反対せざるを得ないということで、反対の立場で討論させていただきます。以上です。
	末武議長	他にありませんか。
	松下副議長	松下 一美君 1 3 番。賛成の立場で討論させていただきます。この 2 2 年度の一般会計予算は、町税が 1 8 億と予算の中の 2 0 % 余りであり

日程第 28	松下副議長	ます。そしてまた大きな特色というのは、地方交付税でありまして、約 40% の 36 億というところを地方交付税に頼っておるのは、まんのう町の今の現状であります。しかしそういう中ではありますけど、25 年春を目指しております、満濃中学の改築という大きな事業も抱えております。そういう中で、やはりこれからの町税収入とかいろんな面を考えましても、やはり今のこの現予算については、私は賛成する立場であります。以上です。
	末武議長	これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 20 号 平成 22 年度まんのう町一般会計予算案を起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第 28 議案第 21 号平成 22 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案を議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。
	白川美議員	白川 美智子君
	末武議員	条例改正によって、やっぱり反対いたします。
	本屋敷議員	本屋敷 崇君
		先ほど条例改正の時にも賛成討論の中でありましたが、この国民健康保険は特別会計であり、特別会計としましては会計内にて収めていくというのが基本でございます。その中で支出に対してですね、収入が減っているから増額ということになっているのは、仕方ないことかなと思いますし、先ほど言われてました国への陳情等々はしていかなければいけないとは思いますが、現段階から見て、今の措置が妥当であると思いますので、現予算に賛成させていただきます。
	末武議長	他にありませんか。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 21 号 平成 22 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案を起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

日程第 29	末武議長	起立多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 29 議案第 22 号 平成 22 年度まんのう町老人保健特別会計予算案を議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 22 号 平成 22 年度まんのう町老人保健特別会計予算案を採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。
日程第 30		よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 30 議案第 23 号 平成 22 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案を議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 23 号 平成 22 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案を採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。

日程第 31	末武議長 白川美議員 末武議長 本屋敷議員 末武議長	よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 3 1 議案第 2 4 号 平成 2 2 年度まんのう町介護保険特別会計予算案を議題と致します。 これより討論にはいります。 白川 美智子君 委員会では賛成しましたが、やはり条例改正によって反対致します。 本屋敷 崇君 同じですが、先ほど条例改正の面においてですね、議会の方で全会一致で可決しておりますので、そのことを旨として賛成とさせていただきます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 2 4 号 平成 2 2 年度まんのう町介護保険特別会計予算案を起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 32		日程第 3 2 議案第 2 5 号 平成 2 2 年度まんのう町診療所特別会計予算案を議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 2 5 号 平成 2 2 年度まんのう町診療所特別会計予算案を採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。

日程第 33	末武議長	よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 3 3 議案第 2 6 号 平成 2 2 年度まんのう町簡易水道特別会計予算案を議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 2 6 号 平成 2 2 年度まんのう町簡易水道特別会計予算案を採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 34		日程第 3 4 議案第 2 7 号 平成 2 2 年度まんのう町下水道特別会計予算案を議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 2 7 号 平成 2 2 年度まんのう町下水道特別会計予算案を採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 35	末武議長	日程第 3 5 議案第 2 8 号 平成 2 2 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案を議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 2 8 号 平成 2 2 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案を採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 36		日程第 3 6 議案第 2 9 号 平成 2 2 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案を議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 2 9 号 平成 2 2 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案を採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 37		日程第 3 7 議案第 3 0 号 平成 2 2 年度まんのう町水道事業会計予算案を議題と致します。

日程第 38	末武議長 栗田町長 末武議長	これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 30 号 平成 22 年度まんのう町水道事業会計予算案を採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 38 議案第 31 号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更についての件を議題と致します。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田 隆義君 ただ今、上程されました議案第 31 号、中讃広域行政事務組合規約の一部変更についてを説明申し上げます。 中讃広域行政事務組合を構成する市町の人口変動に伴い、各構成市町から選出される組合委員の定数を変更するため、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により関係市町との協議のうえ、中讃地区広域行政事務組合規約の一部変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。規約変更の内容は、第 5 条第 1 項に規定する組合委員の定数を 1 人増やし、現在の 17 人から 18 人とするものでございます。また、選挙区分の内訳といたしましては、琴平町を現在の 2 から 3 に変更するものでございます。なお、平成 22 年 2 月 24 日開催の中讃広域行政事務組合議会において議決されておりますことを申し添えます。以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 質疑はありませんか。 (なし)
---------------	-------------------------------------	---

	小亀議員 末武議長 高尾議員 末武議長 谷森議員	の中で本条例案を否決すべきと決せられた大きな理由は、その語句訂正が象徴するかのごとく、提案条例そのものの完成度への疑問、そして審議にかけられる時間の少なさ、いわば不十分な条例を不十分な審議により決裁することへの不安による消極的意見の集約結果ではなかったかと存じ上げます。私自身、付託先である総務常任委員会の委員の1人として、審議に加わっておりました議案の賛成者でありましたが、各委員から寄せられたご意見により再考を促される局面もございました。例えば、税等納付状況の報告を定めた第5条、公開義務をどこまで厳密に規定すべきなのか、兼業の禁止に関連する事項として請負契約等の辞退を定めた第14条、町内事業者件数を考慮すれば、契約自粛を求める親族等の範囲は現実的であるといえるのかどうか、そして何よりも町発注事業の契約請負当事者となっても精神誠意、公益性実現のために受託業務を全うし、町民に恥ずべきことなど無いと、事業者、専門家の気概を代弁するご意見も拝聴いたしました。しかし、どれだけ公正な事業者選定のもとで受注しても、また、どれだけ適正な単価で期待以上の立派な仕事をしていたとしても、李下に冠を正さずとの言葉どおり、議員という決済権限に近い立場におるものと事業者の経営に実質的影響を及ぼすものとの間に、住民目線で関係ありと判断されれば、それは地方自治法第92条の2に定める議員の兼業禁止の規定に反するものと捉えるのが、議会としての穏当な見解であるべきだと考えます。現段階でも、各条文は完璧とはいえないかもしれませんが、しかし、本条例案を提出した趣旨は、議員各位に十分にご理解いただけているものと確信しております。第1条目的には、次のように記されています。自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図らないことを町民に宣言し、職務を遂行する上での公正性及び高潔性を実証するために必要な措置を定める。要は、住民に対し公人としての倫理観を宣言し、それを証明するための基準を設けること、その必要性の賛否が今この議場で問われているものとお考えください。どうか本条例案の真意、意図するところをお汲み取りいただきまして、議員各位の深く良心に基づいたご審判をお願い申し上げます、賛成討論とさせていただきます。以上です。 高尾 幸男君 反対の位置から討論させていただいております。今、賛成者の小亀さんの方からも話がありましたように、私もこの目的に対しては本当に必要だということで関心を持っておりますけれども、やはり審議が不十分というようなことで、今回は反対討論とさせていただきます。また、この後全員協議会でもこの話が出ようかというような話も聞いておりますので、またそちらの方でも十分お話を煮詰めていただきたいというように思います。以上で討論いたします。 はい、他に。 谷森 哲雄君 私もこれ消極的に賛成するわけではありますが、先ほどの小亀議員の指摘もありましたが、第4条そしてまた第14条、これは他
--	--	---

日程第 41	末武議長	質疑はありませんか。 (なし) これをもって、質疑を終了致します。 お諮り致します。 ただ今議題となっております発議第 2 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、発議第 2 号は委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、発議第 2 号 まんのう町議会委員会条例の一部改正についての件を採決致します。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 4 1 意見書第 1 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書案を議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。
---------------	-------------	---

		地方自治法第123条第2項の規定により署名する。
--	--	---------------------------------

平成22年3月19日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

--	--	--